平成２３年（フ）第２６号
岩手県一関市花泉町金沢字滝ノ沢14番地49
債務者　佐々木　悟
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２２年（フ）第１３０号
福岡県京都郡苅田町大字上片島2204番地４
サンコーポラス片島１号棟―303
債務者　福田　敏秀
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２２年（フ）第１３１号
福岡県京都郡苅田町大字上片島2204番地４
サンコーポラス片島１号棟―303
債務者　福田　道子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２３年（フ）第１９号
福岡県築上郡築上町大字宇留津677番地
債務者　金川　信義
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２３年（フ）第１２９号
函館市鍛治２丁目12番４号
債務者　川口　直人
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
函館地方裁判所
平成２３年（フ）第２８号
群馬県邑楽郡大泉町富士３丁目18番21号　富士之越シティハイツ303号
債務者　松本　文明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２３年（フ）第６１号
群馬県太田市飯田町1333番地１　ロイヤルハイツ402号
債務者　一寸木伸子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第２８７１号
名古屋市守山区幸心１丁目920番地　シャトー幸心106号、住民票上の住所愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　16号棟204号室
債務者　宮田　　修
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第５６号
名古屋市緑区浦里４丁目64番地　県営鳴海住宅２街区８棟303号
債務者　園田みずえ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２９５号
愛知県瀬戸市末広町３丁目18番地
債務者　加藤　　智
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第３８１号
名古屋市北区金城町４丁目11番地
債務者　矢野　由美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４１２号
名古屋市瑞穂区洲雲町２丁目23番地の４　フォルテ桜山101号
債務者　藤井　玲奈
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４５２号
名古屋市中川区春田１丁目12番地
債務者　岩出　健資
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第５４５号
名古屋市緑区浦里５丁目318番地　藤和シティホームズ鳴海204号
債務者　吉原万成美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第５７０号
愛知県小牧市間々本町278番地１　第三オークハイツ101号
債務者　長曽我部あゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第５９６号
愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目14番地１　キングハイツ東郷202号
債務者　石川　智之
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第７２号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併142林ハイツ103号
債務者　伊奈葉和利
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部